

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	交通政策課 (松本空港管理事務所)	整理番号	2-4-3
許認可等の種類	松本空港内営業許可			
根拠法令条例等・条項	長野県松本空港条例第12条第1項			
許認可等の概要	松本空港内における営業の許可			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>1 条例第12条第1項の規定による許可は、次の各号に該当する場合によるものとする。</p> <p>(1) 営業の業種及び態様が空港の運営又は利用者の利便に必要と認められる場合</p> <p>(2) 申請者に(1)の要件を満たす営業を行う能力があると認められる場合</p> <p>(3) 営業を行う場所が確保されていると認められる場合</p> <p>2 その他松本空港管理事務所長が特別の理由があると認める場合</p>			
基準の制定根拠	H6.7.26伺定			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	1週間			
期間の制定根拠	H6.7.26伺定			